様式４（第８条関係）

文書番号

　　　年度私立高等学校等就学支援金事務費交付金変更交付決定通知書

学校設置者名

　　　　年　月　日付け　　第　　号で申請のあった　　　年度私立高等学校等就学支援金事務費交付金については、私立高等学校等就学支援金事務費交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第５条の規定に基づき、　　　年　月　日付け　　第　　号による交付決定を、下記のとおり変更して交付することに決定したので、交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

　　　　　　年　　月　　日

　　岩手県知事　　　　　　　　　　　印

１　私立高等学校等就学支援金事務費交付金（以下「交付金」という。）の交付の対象となる内容は、　　年　月　日付け　　第　　号で申請のあった　　　年度私立高等学校等就学支援金事務費交付

金交付申請書記載のとおりとする。

２　交付金の額は次のとおり変更するものとする。ただし、交付決定の内容の変更により交付金が変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

　　　(1)　交付対象期間　　　　　　年　　月　～　　　　年　　月

(2)　交付決定額　　　　　　　　　　　円

(3)　変更交付決定額　　　　　　　　　円

(4)　差額（(3)－(2)）　　　　　　　　円

３　この交付決定に対し、不服がある場合における交付要綱第６条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から20日以内とする。

４　学校設置者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）及びこの交付要綱の定めるところに従わなければならない。